

# 報 告 書

令和元年5月29日

あん摩マッサージ指圧師、はり師・きゅう師

国家試験あり方検討会

# 目 次

I	はじめに	2
II	検討に係る基本的な考え方とプロセス	3
III	検討すべき事項	3
1	国家試験問題について	4
	(1) 出題形式	
	(2) 出題数	
	(3) 試験時間	
	(4) 出題構成	
	(5) 倫理問題	
	(6) 必修問題	
2	国家試験への新カリキュラム反映時期について	7
3	その他	7
IV	おわりに	8
	(参考資料)	
1	第1回はり師・きゅう師国家試験試行試験実施報告書	15
2	第2回はり師・きゅう師国家試験試行試験実施報告書	44
3	第1回あん摩マッサージ指圧師国家試験試行試験実施報告書	70

## I はじめに

・我が国においては、今後も少子超高齢化が進展し、国民の医療や介護・福祉に対する需要が更に増加し、複雑化することが想定されている。

・こうしたなかで、東洋療法に求められる職域も従来の医療や介護・福祉から美容、スポーツなどに拡大し、国民があん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に希求するその役割は大きく変容しつつある。

・あん摩マッサージ指圧師、はり師・きゅう師（以下「あはき師」という。）国家試験は、昭和 63 年に「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」の改正が行われ、試験の実施者が都道府県知事から厚生大臣（現厚生労働大臣）に変更された。

・平成 5 年に第 1 回の試験が実施されて以降「あはき師」国家試験は平成 31 年で第 27 回の実施となっている。

・この間、国家試験の諸問題については一部の見直しを行ってきたものの、そのあり方などについてはこれまで総合的かつ体系的な議論が行われてこなかった。

・今般、厚生労働省において質の高い「あはき師」を養成するため教育内容等の改正を提言した報告書（あん摩マッサージ指圧師、はり師・きゅう師学校養成施設カリキュラム等改善検討会報告書 平成 28 年 10 月 31 日）（以下「改善検討会報告書」という。）が取り纏められたことに併せて、「あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（以下「認定規則」という。）の改正が行われた。

・「あはき師国家試験出題基準」にあつては概ね 5 年毎に行われる改訂時期が迫っており、今回の認定規則の改正を反映した改訂作業が必要とされている。

・これらを受け、現行の「あはき師」国家試験の改善及び今後のあり方について検討を行うべく、公益財団法人東洋療法研修試験財団は、外部有識者によるあん摩マッサージ指圧師、はり師・きゅう師国家試験あり方検討会（以下「検討会」という。）を平成 28 年 10 月に設置した。

・以降、2回の試行試験を実施しつつ、分科会を含めた計11回に亘る議論と構成員の専門的知見に基づく検討を経て、今般「あはき師」国家試験の改善に関する基本的な方向性などの提言を取り纏めたので、ここに報告する。

## II 検討に係る基本的な考え方とプロセス

・現在「あはき師」には、これまで以上に基本的な診療能力や安全でかつ適切な施術を行う知識と技能が求められている。

・「認定規則」の改正では、患者に対する安心・安全を確保するという観点も加わり、臨床能力の向上を重視した教育が拡充され、特に専門分野の単位数、時間数が大幅に付加されている。

・現行の国家試験では、受験者の中に多くの視覚障がい者が含まれるという他の医療資格試験には例を見ない特殊事情があるため、従来より、試験方法に加えて試験問題数や試験時間等に合理的配慮を行ってきた。

・検討会においては、「認定規則」の改正内容を理解したうえで、その主旨を現状の国家試験に反映させるとともに、従来から行っている視覚障がい者への合理的配慮に留意した。

・初回の検討会では各構成員の問題意識と検討課題を抽出し、更にその後の議論の過程で検討すべき事項を絞り込み、2回の試行試験を通じて検討結果の妥当性を検証した。

## III 検討すべき事項

### 1 国家試験問題について

#### (1) 出題形式

・現行の国家試験では「あん摩マッサージ指圧師」及び「はり師・きゅう師」とともに全問四肢択一形式が用いられているが、偶発的に正解肢を選択する確率が高いことが指摘されており、加えて他の医療職種では四肢択一形式に加え複数の出題形式が多く採用されている。

・第1回の試行試験では、準備が先行していた「はり師・きゅう師」について四肢択一形式＋一部五肢択一形式（専門基礎科目及び専門科目の一部30問）で比較検証したところ、視覚障がい者、晴眼者いずれも五肢択一形式の平均正答率の方が有意に低い結果となった。

・第2回試行試験では、「あん摩マッサージ指圧師」及び「はり師・きゅう師」ともに四肢択一形式＋一部五肢択一形式（専門基礎科目の一部20問）で比較検証をしたところ、専門基礎科目の五肢択一形式と四肢択一形式における平均正答率は、「あん摩マッサージ指圧師」では視覚障がい者と晴眼者いずれも差は少なかったが、「はり師・きゅう師」では、視覚障がい者、晴眼者いずれも五肢択一形式専門基礎分野の平均正答率の方が有意に低い結果となった。

・2回の試行試験を通じて視覚障がい者からは『読む分量が増えた、選択肢を読み返す回数が増えた、集中力が低下した』などの意見が多かったが、『「あはき師」の資質の向上になるため導入すべき』などの意見も少数あった。

・こうした検証を踏まえ、選択肢を増やせば偶発的な正解を一定数排除できるものの正答肢からかけ離れたものになりかねないこと、問題の難易度は四肢択一形式や五肢択一形式に係わらず出題時の作問者の意図である程度調整が可能であること、更には視覚障がい者への合理的配慮の観点から、出題形式は現行どおり四肢択一形式を踏襲することとした。

・また、X2タイプ（複数の選択肢から2つの正解を選ぶ形式）の導入についても検討したが、急激な変更となりうることから今後の検討課題とした。

## （2）出題数

・現行の出題数は、「あん摩マッサージ指圧師」は150問、「はり師・きゅう師」は160問であり、「認定規則」の改正において新たな事項の追加、総単位数、時間数の引き上げが行われている。

・第1回の試行試験では、準備が先行していた「はり師・きゅう師」について現行の問題数を160問から190問に増やして検証したところ、平均正答率は視覚障がい者は晴眼者よりも有意に低い結果となった。

・第2回試行試験では、「あん摩マッサージ指圧師」は150問から165問に、「はり師・きゅう師」は160問から175問に増やして検証したところ、視覚障がい者と晴眼者に平均正答率に差はあったが、これまで実施してきた国家試験と同様の傾向がみられ、問題数の増加による大きな影響はなかったと判断した。

・2回の試行試験を通じて晴眼者からは『見直しができ、さらに時間が余った』、視覚障がい者からは『解答時間は十分あったが見直しは途中までしか終わらなかった』、『問題が多いと目が疲れて見えにくくなる』、『問題を何度も聞き直したり、時間が経つにつれ体力や集中力が持続できない』等の意見や、視覚障がい者と晴眼者いずれも『現行の問題数を維持すべき』との意見が多かったが、『「あはき師」の資質の向上を図るためには増やすべき』との意見も少数あった。

・こうした検証を踏まえ、「あはき師」の資質の向上を図るためには、他の医療職種の国家試験に比べると出題数が少ないこと、「認定規則」の改正により専門領域を中心とした臨床問題を増やす必要があること、問題数が多いれば総じて受験生の能力を判定するのに有利であること等から、「あん摩マッサージ指圧師」は150問から160問に、「はり師・きゅう師」は160問から180問に改めることとした。(なお、「はり師」・「きゅう師」それぞれの単独での問題数は170問となる)

・なお、視覚障がい者への合理的配慮から、過度に設問文が長くないように引き続き作問時に配慮を行う必要性につき意見が一致した。

### (3) 試験時間

・現行の試験時間は、「あん摩マッサージ指圧師」及び「はり師・きゅう師」ともに視覚障がい者は計6時間、晴眼者は計4時間である。(「はり師」、「きゅう師」単独受験の場合、視覚障がい者は計5時間40分、晴眼者は計3時間45分。)

・第1回の試行試験では、「はり師・きゅう師」190問に対して視覚障がい者は7時間10分、晴眼者は4時間45分に延長し、第2回試行試験では、「あん摩マッサージ指圧師」165問、「はり師・きゅう師」175問に対して視覚障がい者は6時間30分、晴眼者は4時間20分に延長して検証したところ、2回の試行試験を通じて視覚障がい者及び晴眼者の午前・午後の解答時間は最後まで解

答できた者が殆どを占め、最後まで解答できなかった者は少数であった。

- ・また、視覚障がい者からは『最後まで解答できたが、問題や選択肢を何度も確認するため体力や集中力が持続できない』などの意見があった。

- ・こうした検証を踏まえ、「あん摩マッサージ指圧師」は160問、「はり師・きゅう師」は180問に問題数が増えることから、試験時間を視覚障がい者は6時間30分、晴眼者は4時間20分（「はり師」・「きゅう師」単独受験の場合は、170問に問題数が増えることから、視覚障がい者は計6時間20分、晴眼者は計4時間10分）に延長することとした。

#### （4）出題構成

- ・現行の国家試験では、「あん摩マッサージ指圧師」及び「はり師・きゅう師」とともに総合問題の出題が増加傾向にある。

- ・「認定規則」の改正では臨床能力の向上を主眼としていることから、基礎医学と臨床医学の連結問題、臨床に直結する知識を問う等の総合問題を更に増やすことが望ましい。

- ・国家試験科目に設定されていない「運動学」に関する問題はリハビリテーション医学や総合問題の中で取り扱うことが適当と思われる。

- ・現行の「認定規則」の単位数は専門基礎分野と専門分野の比率が概ね4：6となっているが、国家試験の問題比率は概ね6：4と逆転しており、「認定規則」の改正では更に専門分野の比率が増えていることから問題比率を概ね同じ程度（5：5）にすることが望ましい。

- ・なお、本検討会として、2回の試行試験の結果を踏まえた結果、望ましい「あん摩マッサージ指圧師」、「はり師」・「きゅう師」それぞれの科目別問題数を別紙のとおりとする。

#### （5）倫理問題

- ・「認定規則」の改正により、「社会保障制度及び職業倫理」が新たに付加され、本事項は他の医療職種の試験でも重要視されていることから、関連する問題を新たに1～3問程度を「医療概論」から出題することが望ましい。

## (6) 必修問題

・他の医療職種試験での導入状況に倣い、「あはき師」にとって特に重要な基礎的知識及び基本的技術などを問うものとしてその導入を検討したが、総問題数が更に増え、試験時間が延びることになるため、特に視覚障がい者への負担を考慮し、今後の検討課題とした。

・他方で、現行の試験問題においても、必修問題のように必ず「あはき師」が具有すべき知識を問う姿勢が今まで以上に常に作問者に求められるとの認識を共有した。

## 2 国家試験への新カリキュラム反映時期について

・「認定規則」の改正は既に平成30年度の新入生から適用されており、令和3年(第29回)の国家試験においては、新カリキュラムで修業した3年課程と、旧カリキュラムで修業した4年課程が混在することになり、双方の受験生に十分な公平性を保つ必要がある。

・全ての受験生が新しいカリキュラムを修了する令和4年(第30回)の国家試験から適用してはどうかとの意見もあったが、「あはき師」学校養成施設は3年課程が大半を占めていること、視覚障がい者の殆どが3年課程であるという特殊事情を踏まえ、令和3年(第29回)の国家試験から適用することとした。

・但し、令和3年(第29回)の国家試験の出題時においては、特に4年課程の受験生に不利が生じることのなきよう出題範囲には十分な配慮を行うとともに、学校関係者には一定の周知期間を確保する必要がある。

## 3 その他

上記1, 2以外に議論された検討事項は以下のとおり

### (1) 認定実技審査制度

・「改善検討会報告書」では、「あはき師」学校養成施設の卒業判定の基準が全国統一基準で実施されるべく、将来的に統一した実技能力審査制度を導入することを提言している。

・このため、臨床で求められる「あはき師」の知識と技術が、一定水準のレベ

ルに達していることを担保したうえで、国家試験を受験させられるよう実施方法、評価基準などを導入する方向で議論してはどうかとの意見がある一方で、本件は卒前教育の範疇である様にも見受けられるとの意見もあることから、今後の検討課題とした。

#### (2) 出題基準の改訂

- ・現行の出題基準は、網羅的ではあるが、重点領域が不明瞭であることから、その改訂作業には一年以上の十分な期間をかけて行うことが望ましい。

- ・なお、モデル・コア・カリキュラムが準備されていれば、出題基準はより充実したものになると思われる。

#### (3) 過去問題の活用

- ・今後も継続して良質な問題を出題して行くためには、過去の良質な問題を一部改作して活用することがその一助となる。

- ・過去問題のプール制も議論がなされたが、まずは正解率・識別指数の高い過去問題を今まで以上に積極的に活用することが望まれる。

#### (4) モデル・コア・カリキュラム

- ・医師、歯科医師等の教育課程には既にモデル・コア・カリキュラムが導入されているが、現状の「あはき師」にはいまだ整備されていない。

- ・受験者が晴眼者と視覚障がい者に別れること、養成施設が盲学校、専門学校、大学と多岐に亘る「あはき師」の教育環境を考えると、モデル・コア・カリキュラムの作成が急務である。

### IV おわりに

- ・少子超高齢化が進展し、高齢者の医療や介護の需要が更に増加することが必至である現下の状況において、国民の健康に対する意識はこれまで以上に高揚し、これが東洋療法に対する国民からの期待、ひいては質の高い「あはき師」の希求に帰結する。

- ・こうしたなかで、延べ11回の検討会において各構成員間で「あはき師」の資質の向上に向けた試験のあり方について活発な議論が行われ、今回は特に「出

題形式」「出題数」「試験時間」に関し一定の方向性を3年間の「検討会」提言として取り纏めた。

・ 今後は「出題基準検討委員会」「試験委員会」においてこれらの提言が具現化され、今回の「認定規則」の改正主旨が「あはき師」国家試験に反映されることを切に望みたい。

・ また、今回の検討にあたり、2回に亘る試行試験に携わった関係者に多大なご尽力を賜り深甚なる謝意を表す。

・ これを持って本「検討会」は一旦休会するものの、これからもその時代や社会に求められている「あはき師」は随時変容を遂げて行くことが大いに想定される。

・ 時代と社会に相応しい「あはき師」国家試験制度を維持・発展させて行くためにも、あはき師界全体で今回の議論を継続するとともに、定期的に検討を加えて行く不断の努力が必要であることを最後に申し添えるものである。

## あん摩マッサージ指圧師、はり師・きゅう師国家試験の試験科目別問題数

(あん摩マッサージ指圧師)

(はり師・きゅう師)

試験科目	問題数		試験科目	問題数	
	現行	改正		現行	改正
医療概論	3	4	医療概論	3	4
衛生学・公衆衛生学	8	6	衛生学・公衆衛生学	8	6
関係法規	4	4	関係法規	4	4
解剖学	11	8	解剖学	11	9
生理学	11	8	生理学	11	9
病理学概論	7	6	病理学概論	7	6
臨床医学総論	10	10	臨床医学総論	10	10
臨床医学各論	18	16	臨床医学各論	18	22
リハビリテーション医学	12	12	リハビリテーション医学	10	12
総合問題(基礎科目)	6	6	総合問題(基礎科目)	6	8
専門基礎科目 小計	90	80	専門基礎科目 小計	88	90
東洋医学概論・経絡経穴概論	21	28	東洋医学概論	13	16
あん摩指理論	10	12	経絡経穴概論	13	20
東洋医学臨床論	23	30	はり理論	10	10
総合問題(専門科目)	6	10	きゅう理論	10	10
専門科目 小計	60	80	東洋医学臨床論	20	24
合計	150	160	総合問題(専門科目)	6	10
			専門科目 小計	72	90
			合計	160	180

あん摩マッサージ指圧師、はり師・きゅう師  
国家試験あり方検討会開催状況

回数	開催日	議題
第1回	平成28年10月7日	1 あはき師国家試験の現状と課題について 2 その他
第2回	平成29年1月16日	1 第1回あり方検討会の主なご意見について 2 今後の会議の進め方について 3 その他
第3回	平成29年7月3日	1 第1回あり方検討会の主なご意見について 2 国家試験への新カリキュラム反映時期について 3 あり方検討分科会報告書(案)について 4 その他
第4回	平成29年10月16日	1 あり方検討会の位置付けについて 2 認定実技審査制度の導入について 3 国家試験への新カリキュラム反映時期について 4 第1回はり師・きゅう師試行試験の実施について 5 あま指師について 6 その他
平成30年1月21日～31日		第1回はり師・きゅう師試行試験実施
第5回	平成30年4月20日	1 あり方検討会検討項目の整理について 2 第1回はり師・きゅう師試行試験結果について 3 今後の進め方について 4 その他
第6回	平成30年6月25日	1 あり方検討会中間整理(案)について 2 第1回あま指師試行試験の実施について 3 第2回はり師・きゅう師試行試験の実施について 4 その他
平成30年11月12日～30日		第1回あま指師試行試験実施
平成30年12月17日 ～平成31年1月14日		第2回はり師・きゅう師試行試験実施
第7回	平成31年3月19日	1 第1回あま指師試行試験の結果について 2 第2回はり師・きゅう師試行試験の結果について 3 その他
第8回	令和元年5月29日	1 あり方検討会報告書(案)について 2 その他

あん摩マッサージ指圧師、はり師・きゅう師  
国家試験あり方検討分科会開催状況

回 数	開 催 日	議 題
第1回	平成 29 年 1 月 16 日	1 検討項目について 2 その他
第2回	平成 29 年 5 月 24 日	1 分科会報告書(案)について 2 その他
第3回	平成 30 年 6 月 25 日	1 第1回あま指師試行試験の実施について 2 第2回はり師きゅう師試行試験の実施について 3 その他

あん摩マッサージ指圧師、はり師・きゅう師  
国家試験あり方検討会構成員

	小川 眞悟	公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会	理事
	金子 久雄	公益社団法人福島県視覚障がい者福祉協会	副会長
	川喜田 健司	前あはき師国家試験委員	幹事
	菊地 尚久	前あはき師国家試験委員	幹事
	栗原 勝美	日本理療科教員連盟	会長
	坂本 歩	公益社団法人東洋療法学校協会	会長
	笹原 稔	公益社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会	理事
座長	奈良 信雄	順天堂大学医学部	特任教授
	福田 文彦	公益社団法人全日本鍼灸学会	常務理事
	南 治成	公益社団法人日本鍼灸師会	副会長

(五十音順 敬称略 発足当時)

あん摩マッサージ指圧師、はり師・きゅう師  
国家試験あり方検討分科会構成員

	金子 久雄	公益社団法人福島県視覚障がい者福祉協会	副会長
	菊地 尚久	前あはき師国家試験委員	幹事
	栗原 勝美	日本理療科教員連盟	会長
座長	坂本 歩	公益社団法人東洋療法学校協会	会長
	福田 文彦	公益社団法人全日本鍼灸学会	常務理事

(五十音順 敬称略 発足当時)

令和元年5月29日

公益財団法人 東洋療法研修試験財団  
理事長 小早川 隆敏 殿

あん摩マッサージ指圧師、はり師・きゅう師  
国家試験あり方検討会 座長 奈良 信雄

あん摩マッサージ指圧師、はり師・きゅう師国家試験あり方検討会の報告書を提出する。

本報告書に関する権利は、すべて、あん摩マッサージ指圧師、はり師・きゅう師国家試験あり方検討会に帰属しております。

その全部あるいは一部を問わず、無断で転記・転用・転売することは法律上禁止されております。